

佐賀県東部工業用水道浄水場内発生土処理業務委託仕様書

- 1 委 託 名 業委第2026-05号 佐賀県東部工業用水道 浄水場内発生土処理業務委託
- 2 委 託 場 所 鳥栖市
- 3 委 託 の 期 間 契約締結の日から、令和 9年 3月 19日 まで
- 4 目 的 等 本仕様書は、佐賀県東部工業用水道(以下「甲」という。)が発注する浄水場内施設発生土処理業務(以下「本業務」という。)について、甲の水処理施設から処理過程で発生する汚泥について適正な業務・管理を行うことにより、施設全体の円滑な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。
- 5 摘 要 本業務の実施については、特記仕様書及び佐賀県が定める土木工事等共通仕様書、工業用水道維持管理指針(2015)等、に基づき行うものとする。
また、本業務に関して「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、法律に定められた基準を遵守するものとする。
- 6 業 務 責 任 者 本業務を受託した者(以下「乙」という。)は、速やかに本業務の業務責任者を甲に書面にて提出すること。また、業務工程表、連絡体制表を同時に提出すること。
- 7 安 全 管 理 等 乙は、本業務の実施に際し、関係法令及び安全対策要領等に従い、安全の確保に十分に留意しなければならない。また、事故等が発生した場合には速やかに応急措置を講じ、直ちに監督員に報告するものとする。
- 9 受 託 者 の 負 担 委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故等が発生した場合は、その責任はすべて乙の負担とする。
- 10 確 認 ・ 検 査 業務責任者は、監督者の指示する工程ごとに立ち合い又は記録により、監督者の指示する内容にて確認を受けること。また、業務完了後、検査を受けること。
- 11 提 出 書 類 等 業務責任者は、本業務が終了した場合、次の書類を監督者に提出しなければならない。
 - (1) 業務委託執行状況表(別添参照)、委託施工写真
 - (2) その他、指示するもの
- 12 そ の 他
 - (1) 業務責任者は、本業務について、本仕様書に定めのない事項や問題が発生した場合は、処置等について監督者と協議するものとする。
 - (2) 委託業務の実施に際し、必要な電力及び清掃のための圧力水等は可能な範囲にて甲側にて提供する。
 - (3) 業務委託内容については、別紙特記仕様書に記載のとおり。

別表

佐賀県東部工業用水道 浄水場内発生土処理業務委託 執行状況表

		第1回目	第2回目	備考
1	汚泥乾燥池 No.1号池	令和 年 月 日 完 了	令和 年 月 日 完 了	
	汚泥乾燥池 No.2号池	令和 年 月 日 完 了		
	汚泥乾燥池 No.3号池	令和 年 月 日 完 了		
	汚泥乾燥池 No.4号池	令和 年 月 日 完 了	令和 年 月 日 完 了	
	汚泥乾燥池 No.5号池	令和 年 月 日 完 了		

2	返送水ポンプピット 堆積土除去	令和 年 月 日 完 了	備考